

沖縄市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月**26**日



沖縄市条例第 32 号

沖縄市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を 改正する条例

> (令和 5 年 1 2 月 2 6 日 条 例 第 3 2 号)

沖縄市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例(平成10年沖縄市条例第14号)の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

国道 330 号沿道胡屋・ 都市計画法第 20 条第 1 項の規定により告示された中部広中央地区地区整備計画 域都市計画国道 330 号沿道胡屋・中央地区地区計画の区域 のうち、地区整備計画が定められた区域

別表第2中「第3条、第4条、第5条、第6条」を「第3条-第6条」に改め、 同表に次のように加える。

衣にひのように加っ	C 0 0			
国道 330 号 A 地区	次に掲げる建築物	_		_
沿道胡屋・	(1) キャバレー、料理店その他			
中央地区地	これらに類するもの			
区整備計画	(2) 個室付浴場業に係る公衆浴			
区域	場その他これに類するもの		~	
	(3) マージャン屋、ぱちんこ			
	屋、射的場、勝馬投票券発売			
	所、場外車券売場その他これ			
	らに類するもの			
	(4) 倉庫(附属倉庫を除く。)			
	(5) 畜舎(ペットとして飼育す			
	る犬、猫等の動物の畜舎で 15			
	m ² 以下のもの及び動物病院、			
	ペットショップその他これら			
	に類するものを除く。)			
	(6) 工場(自家販売のために食			
	品製造業を営むパン屋、米屋			
	、豆腐屋、菓子屋その他これ			
	らに類するもの及び洋服店、			
	畳屋、建具屋、自転車店、家			
	庭電気器具店その他これらに			
	類するものを除く。)			
	(7) 自動車修理工場(自動車販			
	売店、カー用品店その他これ			
	らに類するものを除く。)			
	(8) 危険物の貯蔵処理施設その			
	他これに類するもの			

	(9) 葬儀場、エンバーミング施設(業として薬液を使って遺体の保存、遺体の修復等の処置を行う施設をいう。以下同じ。)及び遺体保管所(10) 1階又はこれに類する階で、次に掲げる建築物ア 住宅、共同住宅、寄宿舎及び下宿イ 自動車車庫(1階又はこれに類する階の店舗及び事務所に付属するものを除く。)			
B 地区	次(1) この(2) 場別では、(1) この(2) 場別では、(1) この(2) 場別では、(2) 場別では、(3) 屋所の信息をして、(4) のののののののののののののののののののののののののののののののののののの			
C地区	設及び遺体保管所 次に掲げる建築物 (1) マージャン屋、ぱちんこ 屋、射的場、勝馬投票券発売 所、場外車券売場その他これ らに類するもの	_	*	

Ī	(2) 倉庫(附属倉庫を除く。)		
	(3) 畜舎(ペットとして飼育す		
	る犬、猫等の動物の畜舎で15		1 1
	m ² 以下のもの及び動物病院、		1 1
l.	ペットショップその他これら		
	に類するものを除く。)		
	(4) 工場(自家販売のために食		
	品製造業を営むパン屋、米屋		
l.	、豆腐屋、菓子屋その他これ		
	らに類するもの及び洋服店、		
	畳屋、建具屋、自転車店、家		
	庭電気器具店その他これらに		
	類するものを除く。)		
	(5) 自動車修理工場(自動車販		
	売店、カー用品店その他これ		
	らに類するものを除く。)		
	(6) 危険物の貯蔵処理施設その		
	他これに類するもの		
	(7) 葬儀場、エンバーミング施		

附則

この条例は、国道 330 号沿道胡屋・中央地区地区計画に係る都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 20 条第 1 項の規定による告示の日から施行する。

設及び遺体保管所